

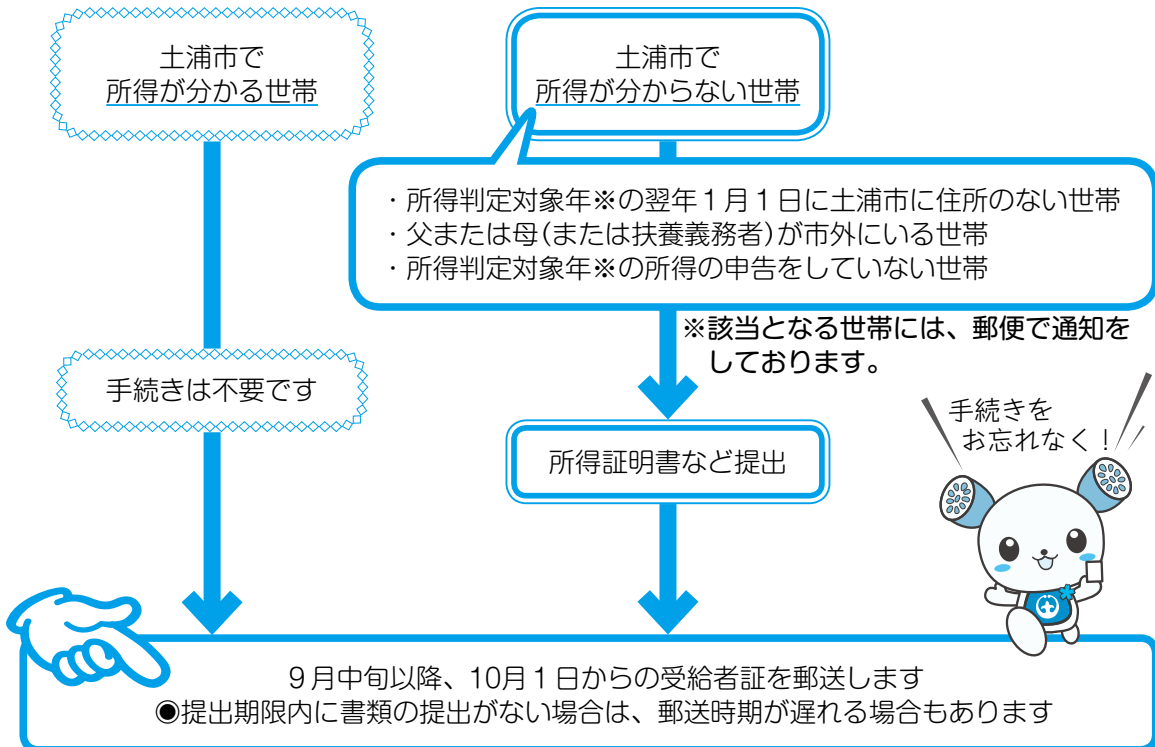
小学4年生～中学3年生の

お知らせ

マル福受給者の方へ

10月1日から県の制度における小児マル福の対象年齢が拡大されることに伴い、所得証明書などの書類が必要な場合がございますので、ご確認ください。

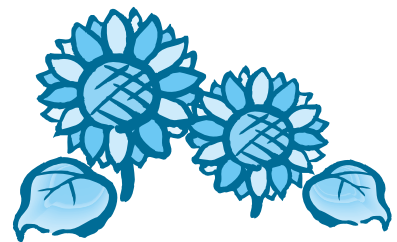
◆10月1日からのマル福受給の流れ



※所得判定対象年

お子様の誕生日で違います

1月1日～6月30日] 生まれの方 → 平成24年の所得分
 10月2日～12月31日] 生まれの方 → 平成24年の所得分
 7月1日～10月1日 生まれの方 → 平成25年の所得分



◆10月1日以降の変更点

- ①現在お持ちの受給者証は使えなくなります。
- ②受給者証の有効期限は、毎年誕生日の末日(1日生まれの場合は前月末日)までです。
- ③更新の際は、両親(または扶養義務者)の所得確認が必要です。
- ④中学生で、県制度該当の方は、「入院のみ」(白色)と「外来のみ」(水色)の2枚の受給者証が交付されます。市単独制度該当の方は、入院・外来とも使用できる受給者証(水色)を交付します。(これまでの受給者証とは公費負担番号が異なりますので注意してください)

◆現在、受給者証をお持ちでない方へ

新たに申請が必要になりますので、お問い合わせください。

☎ 国保年金課(☎826-1111 内線2316、2406)